

金融商品に係る勧誘方針

第一勧業信用組合

当組合は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」等に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、適正な勧誘を行ってまいります。

1. お客様の金融商品に関する知識や、投資等の経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明、誤解を招くような説明を行うことがないよう、組合内教育・研修の充実に努めます。
4. お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

金融商品の販売等に係る勧誘に関して、ご意見・ご要望やお気づきの点等がございましたら、お取引店までご連絡ください。